




ビジネスニュースレター

平成20年7月号 第1号





～ 特集 ～

- ✓ 新リース会計基準の影響
～売買処理で財務諸表はどう変わるのか～



～ Topic ～

- ✓ 電子記録債権法
～決済手段と資金調達手段への影響～
- ✓ ISO20000
～ITサービスの効率的な活用のために～

～ ごあいさつ ～

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

私たち『みらいコンサルティンググループ』は、様々なコンサルティング・アドバイザリー業務を通じて、クライアントの皆様の真の成長・成功をサポートさせていただくことを最大の使命としておりますが、この度、サポートの一環として、「ビジネスニュースレター」を毎月お届けさせていただくことにいたしました。

ニュースレターは、経済の国際化・産業構造の変化など、加率的に変動する企業を取り巻く環境への的確な対応にお役に立つ情報を発信させていただくことをその目的としております。

内容としましては、最近のトピックスや、コンサルティング現場からの感想をはじめ、法律改正や弊グループの新たな取り組みなどを簡単にまとめたものを予定しております。

つきましては、更に詳しい情報をお求めの場合、及び取り上げて欲しいテーマ等がありましたら、どうぞ弊グループ担当者までお気軽にお申し付け下さいますようお願い申し上げます。

「経営に役立つニュースレター」の発行のために今後とも努力してまいりますので、なにとぞ一層のご指導ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

新リース会計基準の影響

～ 売買処理で財務諸表はどう変わるのか ～

本年4月1日以後開始した事業年度から、新しいリース会計基準の適用が始まっています。従来は賃貸借処理が一般的であった所有権移転外ファイナンス・リース取引について、少額（総額300万円未満）または短期（1年未満）の契約を除き、売買処理が義務付けられました。

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引の売買処理が義務化

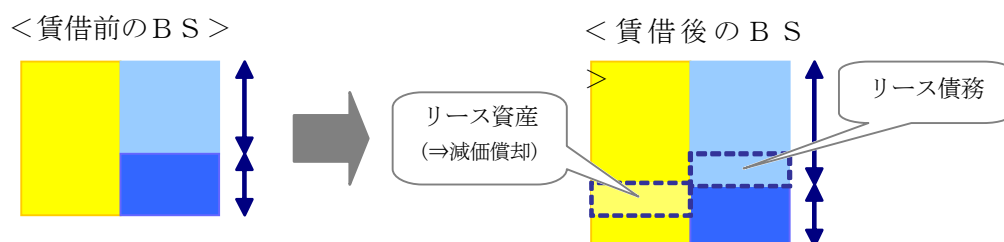
実は、改正前のリース会計基準においても、所有権移転外ファイナンス・リース取引は原則として売買処理すべきとされてきました。ところが、貸借対照表に資産負債をオンバランスしないで済むという実務上の利便性から、「例外処理」であるはずの賃貸借処理を大半の企業が採用するという奇妙な状況が生じていたのです。

リース業界の抵抗はありましたが、国際的にはファイナンス・リースの賃貸借処理を認めていないという背景もあり、本来の原則を重視して今回の改正が実施されました。

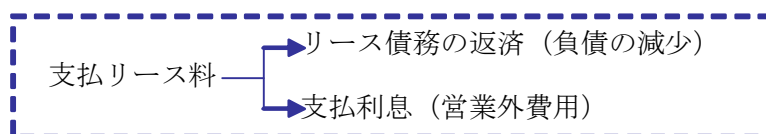
2. 売買処理への変更による財務諸表上の影響

所有権移転外ファイナンス・リース取引で新しく資産を賃借した場合、売買処理では「リース資産」と「リース債務」が両建てで計上されることになります。

貸借対照表上は総資産（固定資産）と負債（流動・固定負債）が増加しますので、純資産比率（純資産÷（負債+純資産））などの指標は賃貸借処理に比べて「悪化」してしまいます。



毎期の支払リース料は、リース債務の返済部分と、その期に発生した支払利息とに区分されます。また、リース資産はリース期間にわたって減価償却されていきます。



賃貸借処理における支払リース料は売上原価（製造原価）または販売費及び一般管理費に、売買処理の支払利息は営業外費用に計上されますので、リース資産を定額法で減価償却した場合、賃貸借処理よりも売買処理の方が営業利益はプラスになります。

ただし、支払利息はリース期間の早い時期ほど多く計上される（元本の定額法で減価償却した場合、賃貸借処理よりも売買処理の方が営業利益はプラスになります。返済に伴い少なくなっていく）ため、リース開始当初の経常利益は賃貸借処理よりもマイナスになります。

3. リースが得か、購入が得か

会計基準の改正に伴い、各リース会社は、リース資産の維持管理・保守・処分等のアウトソーシングと組み合わせることで、リース契約の付加価値を高めようとしています。今後は財務諸表に与える影響だけでなく、リース資産に伴う諸サービスも含めて会計・税務・業務効率の視点から総合的に検討し、リースか購入かを判断することになるでしょう。

電子記録債権法

～ 決済手段と資金調達手段への影響 ～

平成 19 年 6 月に「電子記録債権法」が成立してから約 1 年が経ちました。平成 20 年 12 月までに施行される予定ですが、同法に基づく制度の変更は、特に中小企業の決済手段や資金調達手段を大きく変える可能性があります。

1. 概要

日本では、企業間の決済手段として「商業手形（以下、「手形」）」が多く用いられてきました。この「手形」は権利・義務が紙面に記録されるのに対して、権利・義務が電子データに記録された債権を「電子記録債権」と呼びます。さらに、これまでは資金調達手段として活用することが難しかった「売掛金（一般指名債権）」や「貸付債権」も電子化することが可能になります。

① 決済手段

現行の「手形」を手形交換所で決済するのと同じように、「電子記録債権」をインターネット上で決済する仕組みが作られ、現行の「売掛金」も「電子記録債権」として一括して決済が可能になる見込みです。（具体的な制度や運用ルール等は未定）

② 資金調達手段

現行の「手形」は仕入先への裏書譲渡や手形割引によって資金化することが可能ですが、電子化することによって債権譲渡の小口分割化や事務手続きの簡略化等ができるようになります。また、これまで資金化することが困難だった現行の「売掛金」についても、同様に資金調達手段として活用することが可能になる見込みです。

2. 今後の展開

「電子記録債権法」は、「金銭債権の電子化」に関する新しい仕組みを作るための基盤となる法律であり、制度の詳細や実務上の運用方法等の整備は、今まさに検討されている段階と言えます。将来的には、資金調達手段の多様化や事務コストの削減等が見込まれるものの、「電子記録債権」の管理を行う「記録機関」の設立や、実務手続の整備、決済等の関連システム整備等には、まだ相応の時間を要することが見込まれます。

制度の運用開始後も当面は現行の手形決済システムと並存する可能性が高いものの、大企業を中心とした、中小企業の取引先が電子化へ移行する場合には対応を迫られる可能性があります。これから順次整備されていく具体的な制度内容や運用方法の理解に努めるとともに、大企業を中心とした取引先の動向に注意することが重要です。

ISO20000

～ IT サービスの効率的な活用のために ～

1. ISO20000 とは？

ISO 規格として最もポピュラーなものは、ISO9001（品質マネジメント）もしくは、ISO14001（環境マネジメント）でしょうか？ISO について詳しくご存じない方でも、これらの名前を聞いたことがあるのではないかと思います。

今回ご紹介する ISO20000 は、「IT サービスマネジメント」に関する規格です。これは、IT サービスを提供する組織が、利用者のニーズに合ったサービスを安定的に提供することを目的としており、満たすべき「要求事項」と、実施するうえでの「基準」で構成されています。

2. 利用者にとっての ISO20000

ISO20000 は上記のとおり IT サービスを提供する組織のための規格ですが、IT ベンダーではない事業者がこの規格を理解することにも大きなメリットがあります。

まず第1に、自社の情報システム部門を「IT サービスを提供する組織」と捉え、ISO20000 規格の中から必要な基準を適用することで、情報システム部門の業務の効率化や情報システム利用者の利便性向上などが期待できます。

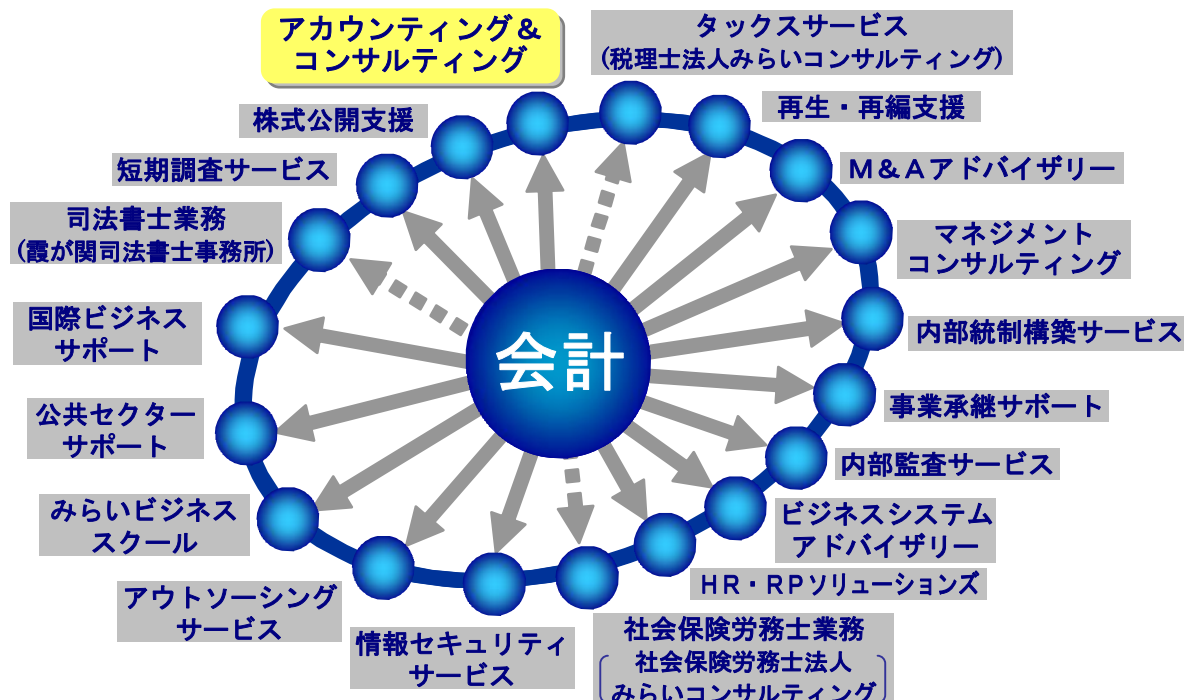
第2に、ISO20000 ではサービスを提供する組織が利用者との間にサービスレベルアグリーメント（SLA）を締結し一定のサービスを保証することや、少なくとも年に1度のサービスレビューや顧客満足度調査を行い、問題を改善していくことが求められているため、利用者側は ISO20000 認証を取得している組織のサービスを利用することで、IT サービスの可視化が可能になると同時にサービスの継続的な改善を期待することができるのです。

3. 今後の ISO20000

平成 20 年度に適用年度を迎えた、いわゆる J-SOX 法の中で「IT への対応」が求められたこともあり、IT ベンダー・ユーザ企業を問わず、今後 ISO20000 を取得する企業が増えてくるものと思われます。この機会に ISO20000 に対する理解を深め、現在利用している IT サービスを見直してみたいかがでしょうか。

みらいコンサルティンググループのサービスのご紹介

みらいコンサルティンググループでは、以下の業務サービスを提供しております。今月号の特集に関するサービスは、主としてアカウンティング&コンサルティングに位置しております。



アカウンティング&コンサルティング(AC) Accounting & Consulting Service

- 企業経営の実態把握と課題解決のツールとして
 - 監査、株式公開に耐える業務システムの確立とインキュベート
 - アウトソーシング・シェアードサービスも一つの選択肢
1. 月次決算、年度決算および連結決算の迅速化・実施支援
 2. 月次決算レポートの作成と報告制度の導入支援
 3. 原価計算の仕組みの導入と運用支援
 4. 合併、清算、事業再編プランと実行支援
 5. ファイナンスプラン作成支援
 6. 会社法計算書類等・有価証券報告書の作成支援
 7. 英文財務諸表・英文アニュアルレポートの作成支援

この内容についてのご意見・お問い合わせは



みらいコンサルティンググループ

みらいコンサルティング株式会社

税理士法人 みらいコンサルティング

社会保険労務士法人 みらいコンサルティング

〒100-6004

東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル4階

TEL : 03-3519-3970 FAX : 03-3519-3971

【ニュースレター編集委員会】

Address: newsletter@miraic.jp